

使用者賠償責任保険（介護・社福）・情報漏洩賠償責任保険 約款 保険金支払条件 概要

使用者賠償責任保険

定義

- ① 労災保険法等 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）またはその他 日本国の労働災害補償法令をいいます。
- ② 身体の障害 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であって、被用者の身体に残された 症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。）または死亡を含みます。
- ③ 災害 被用者が、業務上の事由によって身体の障害を被ることをいいます。
- ④ 職業性疾病 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
- ⑤ 法定外補償規定 被用者に対し労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行う、ことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
- ⑥ 被用者 **記名被保険者の従業員**（労働基準法（昭和22年法律第49号） 第9条（定義）に定める労働者をいい、パート、アルバイト、嘱託社員等の臨時雇および出向者として受け入れた者を含み、派遣労働者および出向させた者ならびに利用者を除きます。）をいいます。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合は、保険証券記載のとおりとします。
- ⑦ 記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。

保険金を支払う場合

被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、**記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額**（以下「損害賠償責任額」といいます。）が、次の金額の **合算額を超える場合に限り、その超過額**（以下「正味損害賠償金額」といいます。）を、この特約に従い、賠償保険金として記名被保険者に支払います。

- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）
 - ② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
 - ③ 次のいずれかの金額 ア. 記名被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、記名被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額 イ. 記名被保険者が法定外補償規定を定めていない場合で、かつ、労働災害総合保険契約を締結しているときは、その労働災害総合保険契約の法定外補償条項により支払われる金額。ただし、同一の記名被保険者について他の保険契約等（労働災害総合保険契約の法定外補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みます。
- （2）本条（1）の身体の障害には、職業性疾病による場合を含みます。（3）本条（1）の賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものと

使用者賠償責任保険（介護・社福）・情報漏洩賠償責任保険 約款 保険金支払条件 概要

します。

当社は、身体の障害が保険期間中に生じた場合に限り、保険金を支払います。

当社は、保険証券に別段の記載のないかぎり、記名被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する被用者の身体の障害 についてのみ保険金を支払います

情報漏洩賠償責任保険

定義

① サイバー攻撃 記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムに対する次の行為をいいます。ア. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条（定義）第4項に規定する行為その他の不正な 手段によりユーザ以外の者が行うアクセスまたはユーザが行う 権限外のアクセス イ. DOS攻撃、D-DOS攻撃等情報システムに対する休止または 阻害行為 ウ. マルウェアその他の不正なプログラムの送付、インストール または実行

② マルウェア 他人のプログラムやデータベースに対して、意図的に何らかの 被害を及ぼすように作られたプログラムであって、次のいずれか に該当する機能を有するものをいいます。ア. 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし、また はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能 イ. 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能 ウ. プログラム、データ等の情報の破壊~を行ったり、設計者の 意図しない動作をする等の機能

③ 一連の損害賠償請求 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の 行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の 損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

④ 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被 保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

⑤ 争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（記名被保険 者または記名被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給 与等を除きます。）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

⑥ 権利保全行使費用 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。） 第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1） の③規定する手続に必要かつ有益であると当社が認めた費用をいいます。

⑦ 継続契約 個人情報漏えい賠償責任補償特約もしくは情報漏えい賠償責任 補償特約が付帯された普通保険約款または情報漏えい賠償責任補 償特約が付帯された包括職業賠償責任保険普通保険約款に基づく 当社との保険契約（以下「情報漏えい賠償責任保険契

使用者賠償責任保険（介護・社福）・情報漏洩賠償責任保険 約款 保険金支払条件 概要

約」といいます。)の保険期間の終了日(その情報漏えい賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする情報漏えい賠償責任保険契約をいいます。

- ⑧ 初年度契約 継続契約以外の情報漏えい賠償責任保険契約をいいます。
- ⑨ 記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
- ⑩ 犯罪行為 刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって 刑に処せられなかった行為を含みます。

(保険金を支払う場合) 当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)および介護保険事業者・社会福祉施設特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因する他人の情報の漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。